

平成 24 年度税制改正（租税特別措置）要望事項 新設・拡充・延長)

(農林水産省)

制度名	地球温暖化対策のための課税の特例として軽油に上乗せされる税率に係る免税・還付措置（林業関係）	
税目	石油石炭税（租法第 90 条の 3 の 4）	
要望の内容	<p>林業・木材産業用機械の動力源に供する軽油の引取りに係る石油石炭税の上乗せ税率部分についての免税・還付措置の新設</p> <p>地球温暖化対策のための税</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 石油石炭税に「地球温暖化対策のための課税の特例」を設け、CO₂排出量に応じた税率が上乗せされる。 ② 特例により上乗せされる税率は、原油及び石油製品については 1 キロリットル当たり 760 円。 ③ 改正は平成 23 年 10 月 1 日から実施され、所要の経過措置が講じられる。 <p>H23. 10. 1～ 250 円 H25. 4. 1～ 500 円 H27. 4. 1～ 760 円</p>	
	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	▲19 百万円 (- 百万円)
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>林業・木材産業用機械の動力源に供する軽油を安定的に供給し、生産コストの軽減を通じて経営の体质強化を図り、林産物の安定供給を確保することを目的としている。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>京都議定書において、新規植林、再植林、間伐等、適切な森林経営が行われた森林は二酸化炭素の吸収源とされている。</p> <p>また、木材利用は、炭素の貯蔵、製造・加工に要する化石燃料の削減、化石燃料の代替の 3 つの効果があり、温室効果ガス排出削減のためには、住宅や紙、木質バイオマスエネルギーなど様々な用途により木材の利用拡大を図ることが重要である。</p> <p>このように、林業・木材産業は、木材を伐採・加工し利用に至るまでの軽油利用による二酸化炭素排出量よりも、木材利用による二酸化炭素排出量の削減効果が大きいことから、地球温暖化対策のためには、林業・木材産業用機械の動力源に供する軽油をできるだけ安価で安定的に供給し、林業・木材産業の経営の安定化を図ることが必要である。</p>	

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展</p> <p>《政策分野》 林業の持続的かつ健全な発展 林産物の供給及び利用の確保</p>								
		政策の達成目標	生産コストの低減により林業・木材産業の経営の安定化を図り、10年後の木材自給率50%（森林・林業再生プラン：平成21年12月25日農林水産省作成）、木材供給量39百万m ³ （森林・林業基本計画：平成23年7月26日閣議決定）を達成する。								
	有 効 性	租税特別措置の適用又は延長期間同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ								
		政策目標の達成状況	—								
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>24年度（見込み）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象者数(人)</td><td>11,700</td></tr> <tr> <td>適用数量(kl)</td><td>75,000</td></tr> <tr> <td>減税見込額(百万円)</td><td>19</td></tr> </tbody> </table>	区分	24年度（見込み）	対象者数(人)	11,700	適用数量(kl)	75,000	減税見込額(百万円)	19
区分	24年度（見込み）										
対象者数(人)	11,700										
適用数量(kl)	75,000										
減税見込額(百万円)	19										
要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	軽油利用による二酸化炭素排出量よりも木材利用による二酸化炭素排出量の削減効果が大きい産業であり、本税制措置を講ずることにより、林業・木材産業用機械の動力源に供する軽油の引取りに係る石油石炭税の上乗せ部分の税負担が軽減され、林業・木材産業が安定し木材自給率が上昇、地球温暖化防止に寄与する。										

相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	軽油引取税の課税免除の特例
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし
	要望の措置の妥当性	軽油利用による二酸化炭素排出量よりも、木材利用による二酸化炭素排出量の削減効果が大きい産業であり、当該産業のために用いる機械を特例の対象とする措置は妥当である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関する事項	租税特別措置の適用実績	－
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	－
	前回要望時の達成目標	－
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	－
	これまでの要望経緯	－